

「竹島に上陸した韓国国会議員に対する公開質問状」に対し、予想される韓国側の回答の例と、歴史的事実・国際法に基づく回答の例

平成31年2月22日
日本の領土を守るため行動する議員連盟

昨年11月21日に開催した「竹島問題の早期解決を求める東京集会」において、私たちは竹島に上陸した韓国国会議員に対し、韓国が竹島を領有する根拠を尋ねる「公開質問状」を公表しました。早速、当該議員に対し質問状を郵送するとともに、twitter、facebookに日本語、英語、韓国語でお知らせしています。

しかし残念ながら、韓国国会議員の方々からは何の返信をいただけないばかりか、質問状は封を切ったままの状態で送り返されてしまいました。同じ時期に韓国の中学生から日本の中学生に送られてきた竹島領有に関する意見ハガキに対しては、韓国側の認識の誤りについて歴史事実と法の解釈を丁寧に解説した日本側からのお手紙で韓国の中学生に返事しています。

日韓で認識が異なる竹島の領有権問題については、国際法と歴史事実と正義に基づく話し合いによる解決が絶対に必要です。子供たちでも出来る意見交換に、韓国の国会議員が応じていただけないのは真に残念というほかありません。

そこで私たち「日本の領土を守るため行動する議員連盟」では、日本側からの質問に対する「予想される韓国側の回答の例」と「歴史的事実・国際法に基づく回答の例」を作成いたしました。

この資料は一般の方にも分かりやすくする為、簡潔に作成したものであり、提示した韓国側回答は、あくまで当方の予想に基づく例です。韓国国会議員におかれては、これと異なる回答や他の論点とそれへの考え方などがあれば、是非その提示をお願いいたします。

この資料が、竹島領有権問題解決に向けた両国の議員同士による議論のきっかけとなることを願って止みません。

記

質問 1

韓国側は「竹島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました」としていますが、それを示す歴史的根拠・史料は何か、説明を求めます。

【予想される韓国側回答の例】

東北アジア歴史財団編「独島教育参考資料『我が領土独島に出会う』」（2011年刊）より 以下同じ

地理的には、独島は鬱陵島の近くにあり、肉眼で見ることができます。昔から鬱陵島の住民たちは自然に独島を付属の島嶼として認識していました。『世宗実録』「地理志」（1454年）は、「鬱陵島と独島、二つの島は互いに遠くなく、天気の良い日には望み見ることができる」としてあります。

【歴史的事実、国際法に即した回答の例】

独島を韓国領とする根拠として、『世宗実録』「地理志」を鬱陵島から于山島が見えると解釈していますが、その前後で編纂された『高麗史』と『新增東国輿地勝覧』では、于山島の所在を明らかにしておらず、後の地図では于山島を現在の竹嶼のこととしています。

また、自国の領土から距離が近いとか、島が見えるということは、領土の確定において考慮されていません。従って、「肉眼で見える」ことは、領有の根拠にはなりません。

質問 2

韓国側は「韓国が竹島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています」としてはいますが、それを説明する文献は何か、説明を求めます。

【予想される韓国側回答の例】

独島が韓国領であることを示す文献としては、『三国史記』（1145年）、『世宗実録』「地理志」（1454年）、『新增東国輿地勝覧』（1531年）、『萬機要覧』（1808年）があります。

特に『萬機要覧』には、「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」（輿地志には、鬱陵と于山は全て于山国の地で、于山はすなわち倭の所謂松島である）とあります。これは韓国側の文献にある于山島が、日本の松島（現在の竹島）であることを示しています。

【歴史的事実、国際法に即した回答の例】

『萬機要覧』は1770年に成立した『東国文献備考』の記事を引用したもので、その『東国文献備考』が引用した「輿地志」の原典には、「于山鬱陵本一島」とあります。この事実は、于山島が日本の所謂松島にされたのは、1770年の『東国文献備考』からということになります。

この1770年に編纂された文献を根拠に、それ以前に編纂された『三国史記』（1145年）、『世宗実録』「地理志」（1454年）、『新增東国輿地勝覧』（1531年）に記された于山国や于山島を、松島（現在の竹島）とすることはできません。

質問 3

韓国側は「1905年、島根県告示による島根県編入の試みがあるまで、日本政府は竹島が自国の領土でないと認識していました。1877年の「太政官指令」では、鬱陵島と独島が日本とは関係ないとしています」としていますが、この「太政官指令」において「竹島外一島」とされた島々が、その後、日本ではどのように認識されていったのか、その歴史的経緯と事実についてどのように理解されているのか、説明を求めます。

【予想される韓国側回答の例】

1876年10月、島根県が管内の地籍調査と地図編纂作業をする中で、竹島（鬱陵島）と松島（独島）を島根県にすべきか内務省に意見を求めました。1877年3月、内務省は「この問題は17世紀に終わった問題で、鬱陵島と独島は日本と関係がない」という結論を下しました。

しかし内務省はこの問題が日本の領域と関連した重要な事案と判断し、当時、最高行政機関である太政官に最終決定を伺いました。1877年3月29日、太政官はこの質疑書を検討した後、17世紀末、徳川幕府が下した鬱陵島渡海禁止の措置などを根拠に「鬱陵島と独島が日本と関係がないと心得よ」という指令を内務省に下達しました。それを示しているのが、『磯竹島略図』です。

この地図では、独島は当時、日本の独島の名称である松島と表記されています。このように日本は1905年以前に、鬱陵島と独島を日本の領土ではないと明確に認めています。

【歴史的事実、国際法に即した回答の例】

『磯竹島略図』は島根県が作成したもので、太政官の作成ではありません。従ってこの『磯竹島略図』は、太政官が「竹島外一島」とした松島を現在の竹島とする根拠にはなりません。太政官指令が下された当時の海図や地図には、竹島（アルゴノート島）と松島（ダジュレート島）が描かれたものがあります。ですが竹島（アルゴノート島）は後に実在しない島とされ、松島（ダジュレート島）が現在の鬱陵島であったことが判明します。

明治14年、外務省の命で『竹島考証』をまとめた北澤正誠は、「今日の松島は元禄12年称するところの竹島にして、古来我が版図外の地たるや知るべし」としています。これ以後、日本政府は鬱陵島を松島と呼称することになります。太政官が「竹島外一島」とした松島は、現在の竹島ではなかったのです。

質問 4

韓国側は「第二次世界大戦の終戦後、竹島は韓国の領土に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権を行使しています」としていますが、その国際法上の根拠・文書は何か、説明を求めます。

【予想される韓国側回答の例】

1949年11月以前までに作成されたサンフランシスコ講和条約の起草文書を見ると、米国は独島を韓国の領土と認識していましたが、日本が放棄しなければならない領土に独島が記載されていませんが、・・・これによって独島が日本の領土と認められたと解釈することはできません。連合軍総司令部は第二次世界大戦後、サンフランシスコ講和条約が発効する時まで、独島を日本から分離して扱いました。連合軍総司令部は、日本占領期間内に独島を鬱陵島とともに日本の統治対象から除外した地域を規定した連合軍最高指令官覚書（SCAPIN）第677号（1946.1.29）を適用しました。

このように連合軍総司令部が独島を日本の領域から分離して取り扱っていたことは、日本が「暴力と貪欲により略奪した」領土を放棄すると明記したカイロ宣言（1943年）及びポツダム宣言（1945年）等によって確立した連合軍の戦後処理政策に従っています。独島は1945年、日本の敗亡によって韓国に返還され、サンフランシスコ講和条約はこれを確認したものです。

【歴史的事実、国際法に即した回答の例】

カイロ宣言に「暴力及貧慾二依り日本国ノ略取」した地域とあっても、その中に竹島（独島）が含まれていたとはいえません。それは、韓国側が挙げた『三国史記』（1145年）、『世宗実録』「地理志」（1454年）、『新增東国輿地勝覧』（1531年）、『萬機要覧』（1808年）の中の于山島が、いずれも現在の竹島（独島）でなかった事実からも明らかです。

また、行政上の権力行使を停止することを記載している連合国最高司令官指令（SCAPIN）第677号の「若干の外郭地域を政治上及び行政上日本から分離することに関する覚書」の第3項には、日本の範囲から除かれる地域として「(a) 鬱陵島、竹島、濟州島。・・・」と記されていますが、同指令覚書の第6項には、「この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の連合国最高司令官指令第8項にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」とあることから、同指令は領土の処分でないことは明らかです。

最後にこの「サンフランシスコ講和条約」と関連して、1951年7月19日、梁裕燦駐米大使は、「サンフランシスコ講和条約」の草案に対する要望書を米国政府に提出しました。要望書では、日本が放棄する領土として、「濟州島、巨文島、鬱陵島、竹島、波浪島」を含めるよう求めていました。

これに対して、米国政府は同年8月10日、「ドク島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」と回答して、韓国側の修正要求を却下しました。